

# 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則案について

教育政策課

## 1 改正の理由

教育委員会事務局の組織改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 改正の概要

- (1) 幼児教育と小学校教育の連携・接続を進めるとともに、平成 30 年度から小学校で実施される「特別の教科 道徳」にあわせ、幼児教育及び道徳教育を心の支援課から教学指導課に事務を移管する。
- (2) 2027 年に本県で開催予定の第 82 回国民体育大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会の準備のため、スポーツ課に国体準備室を設置する。

## 3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則  
の一部を改正する規則案

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「及び道徳教育」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附則に次の1項を加える。

（国体準備室）

4 スポーツ課に、当分の間、第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事務をつかさどらせるため、国体準備室を付置する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

教育政策課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則 新旧対照表

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>(教学指導課)</p> <p>第8条 教学指導課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 教育課程、学習指導、進路指導その他学校教育に関する専門的事項(特別支援教育課、心の支援課、保健厚生課及びスポーツ課の所掌事務に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(心の支援課)</p> <p>第9条 心の支援課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 人権教育に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(2) 学校生活に関する相談及び支援に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 生徒指導に関すること。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。</p> <p>(全国高等学校総合文化祭推進室)</p> <p>2 教学指導課に、当分の間、第42回全国高等学校総合文化祭の開催に関する事務をつかさどらせるため、全国高等学校総合文化祭推進室を付置する。</p> <p>3 全国高等学校総合文化祭推進室に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる。</p> <p><u>(国体準備室)</u></p> <p>4 <u>スポーツ課に、当分の間、第82回国民体育大会及び第27回全国障害者スポーツ大会の開催に関する事務をつかさどらせるため、国体準備室を付置する。</u></p> | <p>(教学指導課)</p> <p>第8条 教学指導課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 教育課程、学習指導、進路指導その他学校教育に関する専門的事項(特別支援教育課、心の支援課、保健厚生課及びスポーツ課の所掌事務に属するものを除く。)に関すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(心の支援課)</p> <p>第9条 心の支援課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 人権教育及び道徳教育に関すること。</p> <p><u>(2) 幼児教育に関すること。</u></p> <p><u>(3)</u> 学校生活に関する相談及び支援に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 生徒指導に関すること。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、昭和53年4月1日から施行する。</p> <p>(全国高等学校総合文化祭推進室)</p> <p>2 教学指導課に、当分の間、第42回全国高等学校総合文化祭の開催に関する事務をつかさどらせるため、全国高等学校総合文化祭推進室を付置する。</p> <p>3 全国高等学校総合文化祭推進室に、その事務を分掌させるため、係を置き、その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる。</p> <p><u>(新設)</u></p> |